

平成 28 年度 第 6 回 男女平等推進市民会議 会議要録 (案)

日 時：平成 28 年 11 月 28 日 (月) 18:30～20:00

会 場：庁議室

参加者：名取 はにわ会長・斎藤 利之委員・徳田 ユミ子委員・鈴木 久佐子委員

柘植 宏実委員・本田 純委員・佐賀 律子委員・森山 義雄委員・師岡 範昭委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

○議題

- (1) 平成 28 年度 第 5 回 男女平等推進市民会議 会議要録 (案) について
- (2) 次期東久留米市男女平等推進プランの施策及び事業 (素案) について
- (3) その他

・議題 (1) 平成 28 年度 第 5 回 男女平等推進市民会議 会議要録 (案) について

事務局：気づいた点があれば、12 月 2 日までに事務局に連絡してほしい。

・議題 (2) 次期東久留米市男女平等推進プランの施策及び事業 (素案) について

事務局：12 月の第 4 週からパブリックコメントを募集していきたい。本日の会議では、素案を確定させるため、事前に提示した事務局案にご意見をいただきたい。

(基本理念)

「新たな舞台で 男女が参画 男女が活躍 とともに認め合い とともに暮らしをつくるまち 東久留米」とした。女性活躍だけを全面に推し進めると、「男女共同参画」という大事なことが抜けてしまうため、「認め合う」といったところも含めて、この案とした。

◆◆新規項目等について◆◆

(事業通番 5 市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知)

現行のプランでは、「賛同事業所の募集」となっているが、実際に取り組める内容として、実践的取り組みの好事例を「積極的に PR をしていく」という内容に変更した。

(事業通番 7 公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討)

公共事業調達時のインセンティブ付与については、国も大きく推し進めている部分でもある。今までもプランには載っていたが、担当課として、契約の担当の部署が入っていなかったため、改めてその部署を追加して、積極的に連携を図りながら、検討を進めていきたい。

(事業通番 9 シニアの経験と知識を活かす活動の推進)

男性やシニアに地域の活動の担い手として活躍してもらうため、地域活動に向けた活性化の取り組みを推進していく。

(分野 I 施策 4 両立支援のための子育て・介護の環境整備)

現行プランでは、「ワーク・ライフ・バランスの推進」として、大きく載っていた分野であ

る。ファミリー・サポート・センターであるとか、多様な保育等といったところについて、かなり細分化して、一つひとつ事業として掲げていたが、今回のプランでは、その辺りがある程度まとめて記載している。

(事業通番 25 女性の就労継続とキャリア形成への支援)

これまで、M字カーブで就業率が落ちていることから、一度離職した女性の再就職が困難であることへの支援がうたわれていたが、その前にまず離職を防ぐ必要があり、そうした意識啓発を行っていくことを新たに追加したものである。

(事業通番 27 女性の起業に関する情報提供及び支援)

女性の起業に関する支援については、これまでも記載をしていたが、少しずつ他機関とも連携を図りながら進んでいる事業がある。関連機関と連携し、継続してネットワークづくりへの支援も行うというところで、産業政策課、生活文化課に加えて図書館を新たに追加した。

(事業通番 35 こころの健康支援)

これまで、こころのサポートについては、事業として設けていなかった。精神的につらい状況にある方から、相談窓口等がわかりづらいという声も多く寄せられており、そういった周知を行っていくということで、新たに事業として載せたものである。

(分野IV施策 2 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援)

この分野が配偶者暴力対策基本法に基づく計画になっており、現行プランからは大きな変更はない。前回の会議でも話が出たように、可能な限り市で行える取り組みに絞るように留意しながら、計画の事業を選んだ。

(事業通番 55 相談体制及び各種相談事業の充実)

担当課は福祉総務課となってはいるが、相談事業体制の充実ということでは、関係各課も入れる必要があると考えている。

(事業通番 60 防災活動への男女共同参画の推進)

女性防災リーダーの裾野を広げるということで記載しており、女性消防団員についても、この事業に含めているという認識である。

(事業通番 61 防災分野の意思決定への女性参画の拡大)

現行プランでは、「審議会委員等への男女比率の均等化」という事業に、防災会議も含めていたが、今回のプランでは、防災会議について、独立して項目立てている。

(事業通番 73 女性教員に対する管理職試験への受験奨励)

今回のプランで新設した事業である。

(事業通番 81 男女共同参画推進のための総合調整機能の強化)

現行のプランでは、生活文化課のみが担当とされている。男女共同参画の啓発や推進というところは、生活文化課で総合調整を行える部分ではあるが、プラン自体は男女共同参画の視点を取り入れながら、住みやすいまちをつくっていかうとするための計画であり、生活文化課だけでは調整ができない部分もあるため、新たに企画調整課を加えた。

(事業通番 82 ジェンダー予算に関する調査研究)

予算編成の観点から、男女共同参画の視点から見た事業がどのように行われているか考えることも重要なため、今回、予算に関連する事業に関しても、計画に包含するほうがよいと考え、加えた項目である。

◆◆現行プランから次期プランへの移行を検討する事業◆◆

(現行プラン事業通番 28 生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供)

次期プランには、新しく「性差医療」という言葉を入れようと思っていたが、抜けていたため、健康に関連する部分にそういった言葉を盛り込んでいくことが必要かと考えている。

(現行プラン事業通番 42 男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進)

図書館の「男性向け読み聞かせ講座」は、非常にピンポイントで細かい事業に焦点を当てているので、省いた。

(現行プラン事業通番 50 外国人母子への子育ての支援)

母子手帳の交付というピンポイントな事業であるため、除いた。ただ、プラン全体を見ても、「外国人」とか「多言語対応」という文言が配偶者暴力防止関連の事業の一部分にしか載っていないため、子育て関連の事業の方にもそういった文言を載せる必要があるかどうか検討している。

(現行プラン事業通番 63 出張講座の実施)

現行のプランでは、当該事業の対象は市内事業所であるが、出張講座や、出前講座については、幅広い対象に向けて検討していきたいので、この部分に特化して載せなくてもよいと考えて、除いた。

(現行プラン事業通番 77 男女の配置均等化の推進)

(現行プラン事業通番 81 女性職員の管理監督職への登用促進)

この 2 つの事業は、特定事業主行動計画の実施に含める形で考えていたが、やはり定期的な見直しが重要になるため、「人材育成基本方針に則った適切な配置」ということは、言葉として盛り込んでいく必要があると考えている。女性管理職の現状分析等に関しては、落としてしまっていたので、事務局でもう一回見直しをしたいと考えている。

(次期プランの構成について)

会 長：計画は明るい未来を目指すためのものなのに、先にマイナスのイメージを与えるような構成になっている。理念がとてよくできているので、冒頭に持ってきた方がよいのではないか。

事 務 局：計画というのは、まず理念があつての構成であるべきである。事務局として改めてご指摘も踏まえ、直していきたい。

(現行プランに含まれているが、次期プランで落ちている事業について)

委 員：現行プラン事業通番 36 の「コミュニティビジネスへの支援」が落ちているが、これは市で取り組むのが難しい事業ということか。

事 務 局：コミュニティビジネス、起業、ソーシャルビジネスへの支援、といった内容を、「女性の起業」に集約している。言葉としてどのように入れていくか、意見があれば見直しをしたい。

- 委員：そうすると、内容自体が落ちているわけではないということか。
- 事務局：内容として落とすということは考えていない。長年計画を進めていく中で、言葉として載せておかないと、漏れてしまうこともあると考えられる。「コミュニティビジネス」という文言を入れることで、逆に幅が狭まるようなことがなければ、入れても良いかもしれない。
- 委員：個人的には、コミュニティビジネスの支援団体の支援などは、入っていてもいい要素かと思う。
- 委員：現行プラン事業通番 65 の「事業所との協働事業の推進」が落ちているが、一定の成果が出たということか。それとも、他の事業に統合されたということか。継続して拡充していくべき事業ではないか。
- 事務局：男女共同参画の視点から行くと、「特産物を利用した働きかけ」という事業は、直接なじむものではないという判断をした。
- 事務局：特産物については、別の協議会にて審議しているが、そこでは市の特産物をいかに売っていくかという話に特化しているので、今回の事業の中からは外していると考えている。
- 会長：現行プラン事業通番 79 「非正規雇用者の労働条件向上の支援」は、とても重要な事業である。本当になくしてしまってよいのか。
- 事務局：特定事業主行動計画の女性活躍の部分が、非正規雇用者にも適用されることを認識していたため、そこに包含したいと考えている。
- 会長：現行プラン事業通番 96 「男女共同参画推進条例（仮称）の検討」について、これは新しいプランにも含めてもらいたい。
- 事務局：現在、市としては、「男女平等推進センター条例」と「市民会議条例」という 2 つの条例を持っている。男女共同参画行政としての進め方という意味合いでいけば、この 2 本立ての条例をどう考えていくかという見直しという意味での研究は十分可能かと思っている。会長のご発言は、ご意見として考えさせていただきたい。

（その他の事業について）

- 委員：現行プラン事業通番 58 「男女共同参画施策への賛同事業所の募集」について、改めて「賛同事業所」の定義を教えてほしい。現行プランの策定時には、男女平等の理解が進んでいる事業所について、ポイントを付ける、宣伝を行う等、何らかの形でサポートをすることを考えていた。生活文化課としてもアウトリーチしづらい部分でもあるため、丁寧に考えたい。この事業が進まない理由の 1 つとして、市内には 2～3 人でやっているような小規模事業者が多く、そうした所では、男女共同参画に留意するのが難しいのではないかと、という議論があったように思う。
- 事務局：「賛同事業所とは何か」と考えたときに、例えば女性が働きやすい職場、環境づくりを進めている、男性も家庭で活躍できるようなシステムを作っている等、

そうした事業所も賛同事業所に該当すると考えている。「賛同事業所」という表現がわかりにくいということ、また、賛同事業所の「募集、登録」よりは、「好事例の周知」の方が実現可能性が高いということから、次期プランでは当該事業を「市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知」と置き換えている。

会 長：事業通番 73「女性教員に対する管理職試験への受験奨励」という事業があるが、教員以外に市職員に対する働きかけはしないのか。

事 務 局：市職員に対する働きかけとしては、事業通番 22「特定事業主行動計画の実行とポジティブ・アクションの検討」にて「女性職員の登用促進に向けて、計画を着実に実行します。」としている。教員の身分は、都の職員ということになるが、市の指導室とも当然関わりがあるということで加えている。

会 長：事業通番 82「ジェンダー予算に関する調査研究」は、担当課が財政課となっているが、生活文化課も担当課に加えておく必要があるのではないか。

(プラン素案について)

委 員：プラン素案の「計画の性格」という箇所、東京都の 2012 年のチャンス&サポートについて記載があるが、この計画は既に終了しているため、載せない方がよいのではないか。

委 員：プラン素案の「計画策定の背景」における「社会情勢の変化」という箇所、「少子高齢化、人口減少社会が到来する中、出産・子育て等による離職や非正規雇用での就職を選択する女性が依然として多いこと」という記載があるが、あえて非正規雇用を選択している女性が多いというよりも、選択せざるを得ない女性が多いという書き方が正しいのではないか。女性があえて非正規雇用を選択しているように感じる文章である。

(その他)

委 員：担当課が「関係各課」となっている事業があるが、そうした場合はどこが主体となるかを定めることは難しいのか。

事 務 局：これは、配偶者暴力関連の事業で該当が多くなっているが、おそらく色々な配慮があって、今までも「関係各課」になっていたものと推測できる。次期プランでは、なるべく担当課を設定するようにしたい。

委 員：全体的に 2 次から 3 次に向けて、集約されている事業が見受けられる。事務局が各課に説明するときに、事業が集約された意図や目的を丁寧に説明してほしい。

事 務 局：12 月 21 日から次期プランのパブリックコメントを募集するが、完全に内部調整が終わっている訳ではない。現行プランから特に変更のあったところについては、十分に説明を行っていきたい。

会 長：この素案についてまだ他に意見があれば、12 月 9 日までに、事務局に連絡してほしい。

議題 (3) その他

(男女平等推進センターの移転について)

事務局：28年度末をもって男女平等推進センターの賃貸借契約期間が満了となることから、今後のセンターのあり方について、市として検討を行っているという話を以前の会議でした。まずは、賃貸借契約の継続を当然の前提として、8月末から貸主と交渉を行ってきた。数回の打ち合わせを経て、10月の月上旬に、貸主から「今年度末をもって男女平等推進センターの賃貸借期間満了をもって終了としたい」という申し出があった。大変残念なことであったが、賃貸借期間の満了ということで、3月31日をもって返還し、4月以降に原状回復を行うという形で進めていくことになった。

センターについては、4月1日以降は、本庁舎2階の生活文化課周辺エリアを中心として展開していく。それに伴い、残念ながら土曜日、日曜日は開館ができなくなる。開館時間等を規定した条例の全部改正について、12月議会に提案する予定である。全庁的なレイアウト変更が整う予定の10月以降、7階の旧食堂エリア及び2階の選挙管理委員会事務局の移転後のスペースについて、どのように男女共同参画に資する利用の仕方をしていくか、この間に検討して、よりよいものにしていきたいと思っている。

なお、事業における講座は、レイアウト変更期間においても、場所を変えてということにはなるが、通常どおり実施していく。女性の悩みごと相談、女性弁護士による法律相談も、生活文化課の中の相談室で、4月以降も変わりなく、定期的に行っていく。また、現行の男女平等推進センターには、約1,800冊の蔵書があり、図書館の検索システムを利用しながら貸し出しを行っている。4月以降、これらの蔵書を搬入等していくが、一定期間は貸し出しを休止させていただくことになると思うが、貸し出し自体は、この庁舎に移っても継続して行っていきたいと考えている。この市民会議のご議論を頂戴すべきところであるが、報告という形になり誠に申し訳ない。

委員：今回の移転は恒久的なものなのか。今後さらに他の場所に移動するということは考えていないのか。

事務局：今、市として決まったことは先ほど申し上げたところであり、まだ将来のことについては、お答えは控えさせていただきたく、また、お答えする答えも持ち合わせていない。

委員：今後、まろにえホールで講座を行うこともあるのか。

事務局：可能性は十分にある。市内各所の公共施設に出向いて、積極的に展開したい。

会長：センターの職員はどうなるのか。

事務局：センターには、コーディネーター及び専門員が各1名おり、計2名の職員がいるが、4月1日以降は生活文化課にて執務する予定である。

(委員の退任について)

事務局：民生、児童委員、また東京都等の関係機関の推薦ということで長らくご就任いただいた鈴木委員が、この11月30日をもって退任する。

○次回会議

1月下旬（日程調整）